



ボランティアネイバース「NPO スタッフのためのドデスカ勉強会 第12回」より

コロナ対策で、契約業務が 実施できない…場合にどうするか？



矢内 淳さん（弁護士・社会福祉士）

■新型コロナウイルス感染症の影響で、NPO 等が行政から委託を受けて実施している事業にも影響が出ています。講座が中止、施設が休館になるなどして、受託収入が減るケースもあります。そのような状況で不当な不利益を被らないよう、正しい知識を身に着けるため4月17日（金）に勉強会を実施しました。県内のNPO 等から聞き取った事例をもとに、弁護士の矢内さんから民法などの規定を踏まえた解説をしていただきました。その内容をお届けします。

契約書に書かれていることを確認しよう

- 契約は、当事者が合意するなら内容を自由に決められる原則がある。また、合意があれば契約内容の変更もできる。他方、公序良俗違反で無効となる場合や、弱い立場の人を守るための法令が優先される場合（消費者契約法、労働基準法など）もある。
- まずは業務委託契約書、業務仕様書、協定書などに、契約の「目的」や「内容」、委託金額（報酬）の減額や返還に関する規定などがどのように書かれているかを確認する。
- 契約書に書かれていない場合や、当事者間で合意ができない場合は、民法などの規定を手がかりに整理することになる。

※改正された民法は2020年4月に施行された。2019年度の事業は旧法が適用される。

業務の一部を実施できなくても、報酬を部分的に請求できる

■前提として、「仕様のとおり実施できなかったことに、受託者側が責めを負う理由（帰責事由）がなく、受託者が義務の履行を免れること」を想定してポイントを整理します。

- (1) 委託事業が複数の部分に分割できる場合、履行できた部分に対する報酬は、全額請求できる。
 - 例① 調査と研修からなる事業で、研修が中止になった。→調査の部分が全額請求できる。
 - 例② 施設管理で、3月は休館した。→2月までの分は全額請求できる。
- (2) 委託事業の仕様の一部を実施できなかった場合、すでに履行した割合に応じて報酬を請求できる。
 - 例③ 講座が直前になって中止になった。→チラシ作成費、準備の人件費などを請求できる。
 - 例④ 施設が休館になったが、予約受付などの事務は継続した。→実施した分の報酬を請求できる。
- (3) 仕様の一部が履行できず契約の目的が達成されなかったと評価される場合には注意が必要。
 - 例えば「5回全て出席で修了と認める」タイプの連続研修のうち1回が中止になった場合、目的の8割が達成できたと合意できず（委託者が認めず）、報酬に影響する可能性がある。
- (4) (準) 委任契約はいつでも解除できる（契約で、解除できる場合を制限することはできる）。一方の当事者にとって不利な時期（例えば、開催日直前）に解除されたときは、損害賠償請求ができる。

※口約束のような書面を取り交わしていない場合でも、契約は成立する。

「コロナで中止」は誰の責任？ 危険負担(リスク分担)の考え方

- 感染拡大防止のために委託者がイベント中止を決めた場合、「感染発生した時の追及を避けたい」といった自己都合的な判断であれば、受託者（NPO）が業務を遂行できなかったことについて委託者に帰責事由があると言える。一方で、「開催したら感染発生が明らかに予測できる」ような場合は、不可抗力と見なされ委託者にも帰責事由がない。状況によって、どちらの場合もありうる。
- 委託者に帰責事由がある場合は、報酬全額を請求できる。ただし実施できなかったことで事業費が削減されたら（講師の交通費がかからなかった等）返金する必要がある。
- 業務仕様書などには、「〇〇の場合は委託者の責任」といった危険負担（リスク分担）の考え方を明記していることがある。ぴったり該当するものがないときは、似た規定を手掛かりに検討する。
- （委託事業ではなく）自主事業を要請に応じて自粛した場合、あくまで自発的に中止しているので、行政から補償を得るのは難しいと考えられる。助成金・給付金などを頼ることになる。

こんな事例が寄せられました（一部紹介：県内での実際の対応）

複数回の意見交換会 →1回が中止	中止した回の当日業務にかかる費用を返金し、業務仕様書の変更協議書を作成した。
個別相談事業 →1日分が中止	相談事例 Q&A 資料の提出をもって代える旨の仕様変更を契約し、事業費の変更はなかった。
市民活動センターの施設貸出 →3月分が中止	利用料収入が減った分が補填されることになった。年度末の精算協定に算入するため、覚書を取り交わした。
講師派遣 →講座が中止	打合せや資料の作成など準備にかかった費用は、作成途中の資料を提出することで支払われた。

■委託事業が一部中止になった等の事例を事前に当法人役職員の周囲で聞き取ったところ、10件ほどが寄せられました。その多くは、業務を実施した部分の報酬が支払われるなど、適正な対応がとられていた状況が確認できました。

■勉強会の後半では、矢内さんへの質問や意見交換を行いました。

○委託者から「緊急事態宣言が解除されたら再開して」と言われているが、参加者の安全を考えると悩ましい。中止したら受託者の都合になってしまうのか。→開催判断する条件と、中止の場合の報酬の扱いをセットで話し合い、合意を得る努力をするべき。

○中止で一部返金することになった場合、間接費の扱いはどう考えたらよいか。→直接費の1～3割など按分で計上していると、間接費についても減額を求められる可能性がある。ただ法人を運営するコストは変わらずかかっている状況があるため、全額請求できるよう理解を得られるとよい。

○講座が中止になり、依頼していた講師に「今後改めて依頼するので」ということで報酬を払っていないが、問題ないだろうか。→その条件で納得してもらえらるなら、差し支えない。

○コロナの影響で事業が縮小されても減額しない方針を出した助成金がある。→お金の出し手の意向による部分は大きい。事業を実施できる体制を維持するという点では、全額出すことの意義はある。

★委託事業の中止等で困りごとがありましたら、お聞かせいただき共有していきたいと考えています★

ボラナイ☆キャラバン Vol. 29 「コロナウィルス感染症対策で契約業務が実施できない場合にどうするか？」（ボラナイ☆ネイバース「NPOスタッフのためのドデスカ勉強会 第12回」より）

発行：特定非営利活動法人ボラナイ☆ネイバース 編集：鈴木孝廣 2020年5月発行